

サプライヤー行動規範

昨今、企業の ESG に関する取り組みが一層強く求められております。本行動規範は、サプライチェーン全体で ESG に取り組んでいくため、当社がサプライヤーの皆様にご要請する事項を明文化したものです。サプライヤー各社におかれましては、本行動規範をご理解いただき、遵守いただくとともに、皆様の仕入先に対しましても、本ガイドラインの趣旨のご理解と遵守をご要請いただきますようお願いいたします。

1. 人権・労働

当社は、国際人権章典、ILO 国際労働基準、国連のビジネスと人権に関する指導原則、国連グローバル・コンパクトの人権に関する原則などの国際規範を支持しています。このため、サプライヤーの皆様には以下を遵守することをお願いします。

- (1) 本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働を行わない。
- (2) 法定就労年齢未満の児童を雇用しない。
- (3) 本人の能力・適性などの合理的要素以外の要素で、採用、報酬等の処遇で差別しない。
また、不当解雇を行わない。
- (4) 従業員の人権を尊重し、虐待、体罰、ハラスメントなどの非人道的な扱いを行わない。
- (5) 国・地域の法定最低賃金を遵守し、従業員に対して時間外労働等に関する適切な給与の支払いを行う。
- (6) 労働時間に関する法的要求事項を遵守するとともに、従業員の労働時間を適切に管理する。
- (7) 従業員が報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由を尊重し、労使の対話機会を設ける。
- (8) 就業中に発生する事故や人体に有害な化学物質、騒音、悪臭などの発生リスクを把握し、安全かつ衛生的・健康的な労働環境を確保する。

2. 公正な企業活動

- (1) 行政・公務員との健全な関係を維持し、業務上の見返りを求めた金銭、贈り物、接待その他の経済的利益の提供、約束又は申出を行わない。
- (2) 顧客、取引先等との不適切な利益の授受を行わない。
- (3) 談合、カルテル、優越的地位の乱用など、不公正な行為を行わない。
- (4) 反社会的勢力・団体との関係を一切持たない。
- (5) 他者の知的財産権を侵害しない。

3. 環境

- (1) 事業活動による環境や生物多様性への負荷を軽減するため、それらに関する国際的規範・法規制等を遵守し、必要に応じて自主的な目標を定めて改善に取り組む。
- (2) 資源・エネルギーの有効活用、廃棄物の削減、温室効果ガス排出量の削減等、環境に配慮した自主的な取り組みを推進する。

4. 機密保持

事業活動を通じて得た個人情報、秘密情報を適切に管理・保護する。

5. 地域社会との共生

事業活動による地域社会や住民への負の影響を減らすための取り組み、および地域社会の発展に貢献できる取り組みを積極的に推進する。

6. 不正予防・発見

従業員に対する啓発活動を行うとともに、不正行為の早期発見のための体制（通報制度等）を整備する。

7. 情報開示

社会やステークホルダーに対して積極的に情報発信を行い、事業活動の透明性を確保するとともに説明責任を果たす。

2022年7月1日 制定